

グリーンツーリズム推進体制整備事業委託業務
仕様書

1 目的

本市の農業は、農業者の高齢化や後継者不足により農家人口や経営耕地面積の減少が続いているが、一方で、近年、54年ぶりに酒蔵が誕生したほか、世界的な知名度を有するフランスの老舗ワイナリーが醸造施設の建設と醸造用ぶどうの圃場を展開するなど、新しい農業資源の発現により国内でも希少な日本酒・ワイナリーを核とした高付加価値・滞在型グリーンツーリズム推進の素地が整いつつある。

この酒蔵やワイナリーといった貴重な農業資源を活かし、農村地域全体の活性化につなげるため、令和4年度に農業関係者を中心とした「函館市グリーン・ツーリズム推進会議」（以下「推進会議」という。）を設立し、これまでの議論を踏まえ、「高付加価値・滞在型グリーンツーリズム」の確立に向けて取り組みを推進しているところである。

令和6年度には、高付加価値・滞在型グリーンツーリズム商品造成事業として、モニターツアー等の実施により商品化への可能性を確認し、令和7年度には、実際に運営する組織の設立や滞在拠点の設置に向けたコンサルティング事業を実施するなど、ビジネス化に向けた取り組みを進めてきたところである。

本事業においては、関係者との調整により実際に組織を設立する支援を実施するほか、コンテンツ制作も含めてグリーンツーリズム推進体制を整備することで、持続可能な農村地域の活性化につなげることを目的とする。

2 業務の名称

グリーンツーリズム推進体制整備事業委託業務

3 業務内容

(1) 運営組織の設立支援

ア 発起人会の設立支援

これまでの本市の事業や推進会議での議論により運営組織について以下の方向性を確認している。

- ・会社形態は「株式会社」
- ・プロジェクト主体の農業者が出資の中心

※その他詳細は、別添「組織設立基本モデル」参照

これを踏まえ、市や推進会議と連携して関係者と調整し、発起人会を設立するための支援を実施する。

イ 発起人会の運営支援

会社設立に必要な定款作成、役員選出、設立登記の準備等の実務について支援を行う。

ウ 株式会社の設立

令和8年度中の株式会社の設立を支援し、設立後は運営に関する助言等を行う。

※ただし、関係者との調整の結果、令和8年度内に発起人会および株式会社の設立に至らない場合は、市と協議の上、課題等の整理を行い、会社設立に向けた資料を提出することとする。

(2) 情報発信用コンテンツ制作

本市農村地域全体の魅力向上に資するコンテンツ制作を実施する。その際、以下のイメージに沿う動画1本以上または写真10枚以上を制作することとする。

○「高付加価値・滞在型」を理念とするグリーンツーリズムをテーマとする

○まだ知られていない良質な農水産品(ジビエ含む), 加工品(ワイン, 地酒等)を含める

○高付加価値を「農業者」, 「地域住民」との交流から想起させるものを含める

(3) プログラム開発

これまでに未着手となっている以下のプログラムについて, 関係者との調整の上, 実現可能なプログラムを1本開発する。

「住民参加型」プログラム: 住民の協力体制の確立, 謝礼金等の調整(住民の所得向上を目的とする)

「冬季」プログラム: 農村地域で冬季に実施可能な高付加価値・滞在型商品を企画

(4) 実績報告書等の提出

委託期間の終了後, 速やかに全ての業務の内容を取りまとめた実績報告書を作成し提出する。

4 業務期間とスケジュール

(1) 業務期間

契約締結の日から令和9年(2027年)2月12日(金)まで

(2) スケジュールイメージ

- | | |
|--------|---|
| 5月 | 契約締結, 業務内容確認打ち合わせ
令和8年度第1回推進会議への出席(年間予定事業の報告等)
発起人会設立に向けた各種調整支援
コンテンツ制作, プログラム開発着手(~1月末まで) |
| 6月~8月 | 令和8年度第2回推進会議への出席(事業実施状況報告等)
発起人会設立に向けた各種調整支援 |
| 9月~12月 | 令和8年度第3回推進会議への出席(事業実施状況報告等)
発起人会設立(設立後, 事業計画・収支計画の精緻化ほか会社設立に必要な調整補助)
会社設立最終調整, 登記事務補助, 会社設立 |
| 1月~2月 | 令和8年度第4回推進会議への出席(事業報告等)
成果物・報告書の提出 |

5 成果品

業務終了後, すみやかに業務報告書(紙媒体1部, 電子媒体1部(USBメモリ等))を作成して提出すること。
なお, 納品場所は函館市農林水産部農務課とする。

6 特記事項

- (1) 受託契約者は, 当該事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は, 函館市個人情報保護条例(平成2年12月20日条例第30号)を遵守しなければならない。
- (2) 当該事業の実施については, 本市の担当者と連絡を取り合い実施し, 疑義が生じた場合には協議し決定すること。
- (3) 本業務で得たすべての成果品については, 本市に帰属するものとし, 第三者に譲渡, 貸与または公表してはならない。